答 弁 第 六 八 号平成十三年一月二十三日受領

内閣衆質一五〇第六八号

平成十三年一月二十三日

議 院 議長 綿 貫 民 輔 殿

衆

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議員保坂展人君提出旧KDDの個人情報漏えい問題に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出旧KDDの個人情報漏えい問題に関する質問に対する答弁書

株式会社ディーディーアイ(以下「KDDI」という。)からの報告によれば、 以下のとおりと承知し

ている。

D

部は、 中国人を対象に同団体への入会を募り、 これに伴い、 ビス」の利用についての主に在日中国人を対象とする勧奨に係る業務委託契約を締結した。 文産業株式会社。 D」という。) 話サービス」の利用についての勧奨を行う業務を開始した。その後、平成八年七月、 国際電信電話株式会社(平成十年十二月から平成十二年九月まではケイディディ株式会社。以下 旧 K D 同サービスの利用者を会員とする任意団体として「001良友倶楽部」 Dが運営主体となりその運営を中文産業に委託する形態に改められた。さらに、平成十二 は、平成六年十月、 以下「中文産業」という。)との間で、 中国語新聞の発行等を営む中文産業有限会社 同団体の会員に対し各種特典を付与することにより「00 旧KDDが提供していた $\begin{array}{c}
\overline{0} \\
0
\end{array}$ (平成七年十月から中 を設立し、 「001良友倶楽 1 中文産業は、 国 際電 主に在日 · 旧 K 1 話 国際 サー

電

年十月からは、

「001良友倶楽部」の運営主体は旧KDDからKDDIに引き継がれた。

サービス等契約状況、 話番号に係る会員の氏名及び住所、月ごとの利用ポイント(利用額を一定の割合で換算したもの)、 することができるようにするため、 しくは光磁気ディスクを手渡し、 の利用額の情報 旧KDD及びKDDIは、 (以下「既存会員管理用情報」という。)を、これらを記録したフロッピィーディスク若 電話規制状況 中文産業が 又は、 中文産業に対し、平成十二年十一月までに、 (電話の利用が制限されているか否か) 並びに直近一か月又は三か月 例外的に、 「001良友倶楽部」 記録した紙をファクシミリを使用する方法により、 の会員に対する利用勧奨を行う際に参考と 合計約十二万二千件の電 割引 提

0 情報」という。) か月又は三か月の利用額並びに代金前払いカードの利用者に関する利用額の情報(以下「新規会員獲得用 きるようにするため、 1国際電話サービス」の利用者(主に在日中国人)の氏名及び住所、 また、 旧KDDは、 を、 これらを記録したフロッピィーディスクを手渡しする方法により、提供していた。 中文産業に対し、 中文産業が 「001良友倶楽部」 平成十二年九月までに、 の会員を新規に募集する際に参考とすることがで 合計約十万六千件の電話番号に係る 割引サービス等契約状況、 直近一 $\overline{0}$

供していた。

2

について

KDDIからの報告によれば、以下のとおりと承知している。

ス 以外の代理店が獲得したものに関する個人情報が一部含まれていた可能性がある。 文産業に提供されていた新規会員獲得用情報の中には、 務委託契約を締結し、 旧 の利用者に関する個人情報をそのまま中文産業に提供することはなかった。ただし、旧KDDから中 K D D は、 特定の元代理店との間でも、 利用者の獲得を行っていたが、 $\begin{array}{c}
\overline{0} \\
0
\end{array}$ 1国際電話サービス」 元代理店から提供を受けた「001国 「001国際電話サービス」の利用者で中文産業 の利用についての勧奨に係る業 |際電話 サービ

(3) について

KDDIからの報告によれば、以下のとおりと承知している。

は、 既存会員管理用情報及び新規会員獲得用情報の提供を行っていたものである。また、 て、 旧 中文産業との間で同サービスの利用についての勧奨に係る業務委託契約を締結し、 事業経営の一環として、 K D D は 0 0 1国際電話サービス」 旧KDDとの間で当該業務委託契約を締結し、 の新規利用者の獲得及び既存利用者の利用の促進を目的とし その契約上の義務の履行に当 中文産業において 中文産業に対し、

たり、

旧KDDからこれらの情報の提供を受けていたものである。

報を含む「001良友倶楽部」 ドを送付したこともないとしているが、中文産業においても、 み利用しており、これとは別に、 したことはなく、また、 $\overline{0}$ なお、 0 1 K D 玉 |際電 DIが中文産業に確認したところでは、 話サービス」 利用者又はその家族の同意なく、 の利用勧奨を目的として設置された「001良友倶楽部」 一の会員名簿や旧KDDから中文産業に提供された会員の利用額等の情 新聞購読や通信衛星(CS)を使用したテレビ放送の視聴の勧誘に流用 中文産業は、 中国語新聞や「001良友倶楽部」 旧KDDから中文産業に提供された個人情 旧KDDから提供された個 0 加 の会員カー 入勧 人情報を 誘 報の にの

(4) について

部が、

中文産業から同社の意図に反して外部に流出していた事実は認めている。

KDDIからの報告によれば、以下のとおりと承知している

し、 サー 等の別に、 旧 -ビス」 中文産業に対するのと同様の既存会員管理用情報及び新規会員獲得用情報の提供を行っていた。 K D D は、 在日外国人向けの利用勧奨を目的とする業務委託契約を締結し、 の利用者を会員とするクラブ組織の設立及び運営の委託を行っており、 中文産業における「001良友倶楽部」と同様に、 他の代理店との間でも、 その中で、 当該他の代理店に対 $\begin{array}{c}
\overline{0}\\
0
\end{array}$ 出身国や地域 1 国 際電話

このようなクラブ組織は、 「001良友倶楽部」 のほか、 現在四つあり、 会員数は合計約七万五千人で

ある。

(5) について

電気通信事業者が、 適正に取得した利用者に関する個人情報を自社の提供するサービスの利用について

の勧奨を行うために利用することや、 当該利用勧奨業務について第三者に業務委託を行い、 それに必要な

範囲内で利用者に関する個人情報を当該業務委託先に提供することは、 通常業務として行われている場合

がある。

しかしながら、 当該業務委託先において、 委託された業務の範囲を超えて当該個人情報の利用が行われ

たり、 第三者に漏えいされたりするならば、 利用者のプライバシーを侵害するおそれが生じるため、 総務

省 (平成十三年一月五日以前においては郵政省。 以下同じ。)では、 電気通信事業における個 人情 報保護

に関するガイドライン(平成十年郵政省告示第五百七十号。以下 「個人情報保護ガイドライン」とい

う。)において、電気通信事業者がこうした業務委託を行うに当たっては、 業務委託先として個人情報を

適正に取り扱うと認められる者を選定し、 委託契約等において、 個人情報の適切な管理のための必要な措

取 置や秘密保持等に関する事項について定めるものとする旨規定し、 扱 1 が 確保されるように十分な監督の措置を講じるよう、 電気通信事業者に対しその遵守を指導してい 業務委託先における適切な個人情報の

るところである。

(6) について

報の適 ているといった事実は、現在のところ確認されていないものの、 の影響は極めて重大であると言わざるを得ない。このため、 中文産業から流出した「001良友倶楽部」の会員名簿が中国人犯罪組織に売買され、 正管理等について定めた個人情報保護ガイドラインに基づく取組の徹底を指導しているところであ 電気通信事業者に対し、 仮にそのようなことがあるとすれば、 その保有する個 犯罪に悪用され 人情 そ

(7) について

る。

業者において、 .が認められる事業者に対し適宜改善の指導を行う等所要の措置を講じてきており、 個 人情報保護ガイドラインに基づく適切な個人情報の取扱いを確保することについては、 社内の体制を整備する等の取組が進められているほか、 総務省においても、 引き続き、 各電気通信事 不適正な取扱 各電気通

11

信事業者において、 個人情報保護ガイドラインの趣旨が徹底されるよう適切に対応していくこととしてい

る。 の整備に当たっては、 また、 個人情報保護のより一層の実効性を確保するという観点から、 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による改善命令等、 個人情報保護に関する基本法制 個人情報の適正な取扱い

についての実効性担保措置を設ける必要があるものと考えている。